### 【国土交通委員会】

# 〇令和9年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別 措置に関する法律案(内閣提出第15号)要旨

本案は、令和9年に開催される国際園芸博覧会(以下「博覧会」という。)が国家的に重要な意義を有することに鑑み、博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、国際園芸博覧会協会(以下「博覧会協会」という。)の指定等について定めるとともに、国の補助、国有財産の無償使用、寄附金付郵便葉書等の発行の特例等の特別の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 博覧会協会の指定等

- 1 主務大臣は、博覧会の準備及び運営等の業務(以下「博覧会業務」という。)を適正かつ確実に行うことができると認められる一般社団法人又は 一般財団法人を、博覧会協会として指定できること。
- 2 博覧会協会は、毎事業年度、博覧会業務に係る事業計画書等を作成し、 主務大臣に提出しなければならないこと。
- 3 主務大臣は、博覧会協会に対し、博覧会業務に関し監督上必要な命令を すること等ができること。
- 二 博覧会の円滑な準備及び運営のための支援措置
  - 1 国は、博覧会協会に対し、博覧会の準備又は運営に要する経費について、 予算の範囲内において、その一部を補助することができること。
  - 2 国は、博覧会協会が博覧会の準備又は運営のために使用する施設の用に 供される国有財産を、博覧会協会に対し、無償で使用させることができる こと。
  - 3 博覧会協会が調達する博覧会の準備及び運営に必要な資金に充てること を寄附目的として、寄附金付郵便葉書等を発行することができること。
  - 4 博覧会業務のうち、国の事務又は事業との密接な連携の下で実施する必要があるもの等を円滑かつ効果的に行うため、博覧会協会の要請に応じて国の職員を博覧会協会に派遣することができること。

#### 三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。

## 〇所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法 律案(内閣提出第20号)要旨

本案は、所有者不明土地の利用の円滑化及び管理の適正化等を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 法律の目的に、所有者不明土地の管理の適正化を図ることを追加すること。
- 二 所有者不明土地の利用の円滑化のための措置
  - 1 地域福利増進事業及び土地収用法の特例の対象となる特定所有者不明土地として、所有者不明土地のうち、その利用が困難であり、かつ、引き続き利用されないことが確実であると見込まれる建築物として建築物の損傷、腐食その他の劣化の状況、建築時からの経過年数その他の事情を勘案して定める基準に該当するものが存する土地を追加すること。
  - 2 地域住民等の共同の福祉又は利便の増進を図るために行われる地域福利 増進事業の対象に、備蓄倉庫等の災害対策に関する施設を整備する事業及 び再生可能エネルギー発電設備を整備する事業を追加すること。
  - 3 都道府県知事による地域福利増進事業に係る裁定申請書等の縦覧期間を、 6月間から2月間に短縮すること。
  - 4 地域福利増進事業のための土地等使用権の存続期間について、民間事業者が購買施設や再生可能エネルギー発電設備等を整備する事業については、その上限を現行の10年から20年に延長すること。
- 三 所有者不明土地の管理の適正化のための措置
  - 1 所有者による管理が実施されておらず、かつ、引き続き管理が実施されないことが確実であると見込まれる所有者不明土地(以下「管理不全所有者不明土地」という。)について、周辺の土地における災害等の発生の防止のための市町村長による勧告、命令、代執行制度を創設すること。
  - 2 管理不全所有者不明土地等について、民法の規定において利害関係人に 限定されている管理不全土地管理命令等の請求を市町村長ができること。
  - 3 都道府県知事及び市町村長は、勧告等を行うため当該勧告等に係る土地 の土地所有者等の探索のために必要な土地所有者等関連情報の利用及び提 供を行うことができること。
- 四 市町村は、所有者不明土地の利用の円滑化等を図るための施策に関する計画の作成及び同計画の作成等に関する協議等を行うための所有者不明土地対策協議会の設置ができること。
- 五 市町村長は、所有者不明土地の利用の円滑化等の推進を図る活動を行うこ

とを目的とする法人を所有者不明土地利用円滑化等推進法人として指定する ことができること。

#### (附帯決議)

- 一 再生可能エネルギー発電設備は、環境や景観への悪影響、土砂災害の要因になることも危惧されることから各地で住民とのトラブルも起きていることを踏まえ、地域福利増進事業の対象事業として追加するに当たっては、防災用の非常電源や住民参加の地産地消に資する発電設備等に限定するなど、真に地域住民等の共同の福祉又は利便の増進に資するものとなるようその要件を厳格に定めること。また、当該設備の整備後においても適切な運用がなされるよう、関係省庁の連携の下、継続的な確認等の必要な措置を講じること。
- 二 特定所有者不明土地の範囲が朽廃した空き家等の建築物の存する土地に拡大することを踏まえ、地域福利増進事業等が円滑に行われるよう、建築物の除却に係る費用について、市町村等に対する必要な財政的支援を検討すること。
- 三 災害等の発生を防止するため、管理不全の所有者不明土地に対する市町村 長による代執行制度が創設されることに伴い、その執行が適時適切に行われ るよう、ガイドラインの作成、制度の周知徹底等を行うとともに、必要な財 政的支援を検討すること。
- 四 所有者不明土地等の地域における課題がある土地への対応を実効的なものにするため、市町村が所有者不明土地対策計画の作成等のために組織することができる協議会において、宅地建物取引業者、司法書士、土地家屋調査士等の専門家の積極的な活用が図られるよう取り組むこと。
- 五 地域における所有者不明土地等の利用、管理の担い手となることが期待される、所有者不明土地利用円滑化等推進法人の活動が円滑に行われるよう、 ノウハウの共有や必要な情報提供等を図るとともに、税制上の特例措置等を 検討すること。
- 六 地域福利増進事業の活用実績及び国土交通省職員の派遣の要請が少ない状況等を踏まえ、法に基づく所有者不明土地の利用の円滑化等の措置の活用が促進されるよう、地方公共団体や民間事業者に対して、地域福利増進事業等

の制度の周知をより一層図ること。

# 〇自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第36号)(参議院送付)要旨

本案は、自動車事故による被害者の保護の増進及び自動車事故の発生の防止を一層図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 自動車損害賠償保障法の一部改正
  - 1 この法律は、自動車の運行によって人の生命又は身体が害された場合に おける損害賠償を保障する制度を確立するとともに、これを補完する措置 を講ずることにより、被害者の保護を図り、あわせて自動車運送の健全な 発達に資することを目的とすること。
  - 2 指定紛争処理機関による紛争処理に対する時効の完成猶予効の付与等を 行うこと。
  - 3 自動車事故対策事業の創設
    - → 政府は、自動車事故対策事業として、自動車損害賠償保障事業及び被害者保護増進等事業を行うこと。
    - □ 政府は、被害者保護増進等事業として、被害者の保護の増進を図るために必要な業務及び自動車事故の発生の防止を図るために必要な業務を 行うこと。
    - 三 国土交通大臣は、被害者保護増進等事業の安定的かつ効果的な実施を 図るため、被害者保護増進等計画を作成すること。
    - 四 保険会社等は、自動車事故対策事業に必要な費用に充てるため、政令で定める金額を、自動車事故対策事業賦課金として政府に納付しなければならないものとすること。
- 二 特別会計に関する法律の一部改正
  - 1 自動車安全特別会計は、自動車事故対策事業及び自動車検査登録等事務 に関する政府の経理を明確にすることを目的とし、同特別会計は、自動車 事故対策勘定及び自動車検査登録勘定に区分すること。
  - 2 自動車事故対策勘定においては、この法律の規定により同勘定に帰属した資産の価額から負債の価額を控除した額(自動車事故対策計画に基づく 交付等に係るものに限る。)に相当する金額をもって基金とすること。
  - 3 自動車事故対策勘定においては、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金

が生じた場合、当該剰余金のうち、被害者保護増進等計画を安定的に実施するために必要な金額を積立金として積み立てるものとすること。

三 この法律は、一部を除き、令和5年4月1日から施行すること。

#### (附帯決議)

- 一 財務大臣及び国土交通大臣は、財源の枯渇を招いた原因と現状を含め、自動車ユーザーの納得を得るべく説明責任を果たすとともに、被害者支援対策・事故防止対策の維持に責任を果たすこと。また、繰入金残額の約6,000億円全額を被害者支援対策・事故防止対策が安定的・継続的に将来にわたって実施されるよう、令和3年12月の新たな大臣間合意を最低限遵守し、一般会計から早期かつ着実に繰り戻す措置を講ずること。
- 二 新たな賦課金制度の導入に当たっては、被害者支援対策・事故防止対策に係る取組の現状及び課題について積極的に情報を発信し、その必要性について丁寧な説明を行うなど自動車ユーザーの理解が得られるよう努めること。また、その具体的な負担額の水準の決定に当たっては、一般会計からの繰戻し額を踏まえて、「今後の自動車事故対策勘定のあり方に関する検討会」において、中立的な第三者を交えた議論の結果を考慮して、自動車ユーザーの負担を極力抑えるよう努めること。
- 三 今後、追加・拡充される被害者支援対策・事故防止対策として実施すべき 施策については、新たな賦課金を求めることとする以上、施策決定過程の 「見える化」を行い、実施内容を精査すること。特に、各施策の費用対効果 等に関する事前及び事後の検証については、使途を明らかにした上で、自動 車事故被害者、その家族及び遺族団体その他関係団体などの意見を踏まえ、 第三者による客観的な視点で、毎年実施すること。また、未成年者及び高齢 者を対象とする事故防止対策を強化すること。
- 四 被害者支援対策については、自動車事故被害者、その家族及び遺族等が求める支援のニーズが、事故直後の専門的な治療・リハビリの機会の充実のみならず、介護者なき後の被害者の生活支援、高次脳機能障害への対応、就労支援、遺族の精神的ケアなど長期的なものに関しても高まっていることから、これらの充実を図ること。特に、希望した在宅重度後遺障害者が、グループホーム等障害者支援事業所への入所を含め、必要とする障害福祉サービスを円滑に受けられるよう、十分な体制を整備すること。また、短期入院・入所

協力の充実を図ること。

- 五 被害者支援対策の実施に支障を来すことのないよう、療護施設等の老朽化 対策、防災対策を促進するとともに、新型コロナウイルス感染症の感染防止 対策の充実・強化に努めること。
- 六 自動車の検査時期について使用者の認識を向上させるための措置等、無車 検車、無保険車の排除のための適切な措置を早急に講ずること。
- 七 自動車事故対策勘定の積立金については、一定期間引き続き経常的な歳出 の一部に充てることにより、自動車ユーザー負担の抑制を図ることとするが、 将来的な自然災害などの非常時等に備えた臨時的な歳出の財源に充てるため に必要な規模は常に確保すること。
- 八 自動車事故対策勘定における積立金の運用状況が大幅に改善される等の環境変化が生じた場合は、賦課金水準の引下げを図るなど、自動車ユーザーの負担軽減を行うこと。また、自動車安全特別会計の各勘定における剰余金の取扱いについては、今後、他会計への繰入れを行わないこと。
- 九 自動車ユーザーの負担による賦課金によって被害者保護増進等事業が行われることを踏まえて、独立行政法人自動車事故対策機構は、事業全般の精査・見直しを行い、機構の運営体制を効率的なものとし、管理業務の簡素化等を図ること。

#### 〇航空法等の一部を改正する法律案(内閣提出第44号)要旨

本案は、航空分野における脱炭素化の推進のための所要の措置及び新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた航空運送事業者への支援を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 航空法の一部改正
  - 1 航空法の目的として、航空の脱炭素化を推進するための措置を講ずることを追加すること。
  - 2 国土交通大臣は、航空の脱炭素化に関する施策の総合的かつ計画的な推 進を図るための基本的な方針を定めること。
  - 3 本邦航空運送事業者は、単独で又は共同で、航空運送事業の脱炭素化の 推進を図るための計画を作成して、国土交通大臣の認定を申請することが できること。
  - 4 国土交通大臣及び航空運送事業を経営する者、空港等の設置者その他の関係者は、航空の脱炭素化に関し相互に連携を図りながら協力しなければ

ならないこと。

5 国土交通大臣は、航空運送事業基盤強化方針に令和3年度の料金減免の 内容等に関する事項を定めた場合において、令和5年3月31日までの間に 料金減免を行うときは、当該事項を令和3年度及び令和4年度の料金減免 の内容等に関する事項に変更するとともに、定期航空旅客運送事業者は、 航空運送事業基盤強化計画に、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延 防止のための措置の影響に対応するため必要とされる設備投資に関する事 項についても記載すること。

#### 二空港法の一部改正

- 1 空港法の目的として、空港の脱炭素化を推進するための措置を講ずることを追加すること。
- 2 国土交通大臣である空港管理者は、その管理する空港の脱炭素化の推進 を図るための計画(以下「空港脱炭素化推進計画」という。)を作成する ことができること。また、国土交通大臣以外の空港管理者は、空港脱炭素 化推進計画を作成して、国土交通大臣の認定を申請することができること。
- 3 空港脱炭素化推進計画を作成しようとする空港管理者は、空港脱炭素化 推進計画の作成及び実施等に関し必要な協議を行うための協議会を組織す ることができること。
- 4 国は、空港の脱炭素化のための事業(以下「空港脱炭素化推進事業」という。)の用に供するため、行政財産を2の国土交通大臣が作成した空港脱炭素化推進計画又は国土交通大臣以外の空港管理者が作成して国土交通大臣の認定を受けた空港脱炭素化推進計画に定められた空港脱炭素化推進事業の実施主体に貸し付けることができることとし、当該貸付けの期間は30年以内とすること。
- 三 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

## 〇宅地造成等規制法の一部を改正する法律案(内閣提出第45号)要旨

本案は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積(以下「宅地造成等」という。)による災害を防止し、国民の生命及び財産の保護を図るため、当該災害の防止に関する国土交通大臣及び農林水産大臣による基本方針の策定、都道府県等(都道府県、指定都市又は中核市)による当該災害の防止のための対策に必要な基礎調査の実施、現行の宅地造成工事規制区域制度における規制対象の

工事の拡大及び中間検査の新設、特定盛土等規制区域制度の創設、無許可工事等に対する罰則の強化等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 題名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改めるとともに、目的に、宅 地造成に加え、特定盛土等及び土石の堆積について災害防止の規制の対象に 追加すること。
- 二 国土交通大臣及び農林水産大臣は、宅地造成等に伴う災害の防止に関する 基本方針を定めなければならないこと。また、都道府県等は基本方針に基づ き、宅地造成等に伴う災害の防止のための対策に必要な基礎調査を行うこと。
- 三 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域
  - 1 都道府県知事等(都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長)は基礎調査を踏まえ、宅地造成等に伴い災害が生ずるおそれが大きい市街地又は市街地となろうとする土地の区域等を宅地造成等工事規制区域として指定できること。また、宅地造成等工事規制区域外の土地の区域であって、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害によって、居住者の生命等に危害を生ずるおそれが特に大きい区域を特定盛土等規制区域として指定できること。
  - 2 宅地造成等工事規制区域内で行われる宅地造成等又は特定盛土等規制区域内で行われる特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事について、工事主は、一定の場合を除き、当該工事に着手する前に都道府県知事等の許可を受けなければならないこと。また、宅地造成又は特定盛土等に関する工事について許可を受けた者は、一定の場合を除き、中間検査及び完了検査を受けなければならないこと。
  - 3 宅地造成等工事規制区域内又は特定盛土等規制区域内の公共施設用地を除く土地の所有者等は、宅地造成等(特定盛土等規制区域内にあっては、特定盛土等又は土石の堆積)に伴う災害が生じないよう、その土地を常時安全な状態に維持するように努めなければならないこと。また、都道府県知事等は、災害防止のため必要なときは、土地所有者等に加え、当該宅地造成等を行った工事施工者等の原因行為者に対しても是正措置を命令することができること。
- 四 罰則について、所要の規定を設けること。
- 五 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内に おいて政令で定める日から施行すること。

#### (修正要旨)

政府は、この法律の施行後5年以内に、宅地造成等工事規制区域及び特定盛 土等規制区域以外の土地における盛土等の状況その他この法律による改正後の 規定の施行の状況等を勘案し、盛土等に関する工事、土砂の管理等に係る規制 の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づい て所要の措置を講ずるものとする旨の検討条項に修正すること。

#### (附帯決議)

- 一 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定を円滑に進められるよう、基本方針、政省令等の案をできるだけ早く都道府県等に示すとともに、具体的な盛土計画がある地域を含め基礎調査の予備的な調査を施行日前に実施するよう促し、また、土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく基礎調査の結果の活用を検討し、基礎調査の早期完了を目指すこと。さらに、これらに必要な財政的支援を検討するとともに、専門的知識を有する職員が不足する地方公共団体への技術的支援のため、地方整備局等に配置する担当職員の増員等、支援に係る体制の整備に努めること。
- 二 盛土等に伴う災害から生命及び財産を守るという目的の重要性に鑑み、想定外の災害が発生しないよう、盛土等に伴う災害のリスクがある区域については、関係行政機関の適切な連携により、的確に規制区域の指定がされるようにすること。規制区域の指定の際に、都道府県等が適切に業務を行うことができるよう、きめ細かなガイドラインの策定や地方公共団体に対する必要な助言等の支援に努めること。
- 三 本法により、地方公共団体は、規制区域の指定や行政代執行等、難しい判断が求められることから、負担の軽減を図るため、必要に応じ有識者等から 意見を聴くよう促すこと。
- 四 都道府県は、市町村が有する地形、地質、盛土等に関する情報の共有を図る等市町村との連携を図るよう促すこと。また、工事主が許可の申請を行う際に必要となる説明会等において住民等から出された要望等を踏まえ、周辺環境に十分に配慮した工事が行われるよう取り組むこと。
- 五 盛士等による災害防止のため、規制区域内において、都道府県知事等による勧告、改善命令及び行政代執行が適時適切に実施されるよう、既存不適格である特定盛士等を含め、いかなる基準を満たせば対象となるのかをガイド

ライン等で明確に示すこと。また、行政代執行に係る必要な財政的支援を検 討すること。

- 六 工事許可の技術的基準の策定に当たっては、現行の基準にとらわれることなく、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災等で起きた滑動崩落が起きないことを担保できる厳格な基準とすること。また、宅地造成のための盛土等、建設残土の一時保管のための盛土等、開発のための森林の形質の変更等多様な現場実態やリスクに見合った具体的な基準にすること。
- 七 都道府県知事等による不適切な盛土等の早期発見に資するため、都道府県 知事等が地域住民、関係市町村長等から盛土等に関する情報の提供を得られ やすい体制の整備を推進すること。また、警察による違法な盛土等の取締り の実効性を高めるため、体制の整備、関係機関との連携等を強化すること。
- 八 近年増加が懸念される所有者不明土地においても不適切な盛土等が発生しないよう、関係行政機関が連携し適切な措置を講じること。
- 九 建設残土の搬入及び搬出について、定期的に実態把握を行うとともに、建 設発生土の工事間利用に係るマッチングを推進すること。また、公共工事や 民間工事を問わず、可能な限り指定利用等を促すこと。さらに、必要な残土 処分場の確保のため、行政による施設確保を含め残土処分場の適正な確保の ための方策を検討すること。
- 十 工事主及び工事施行者が建設工事の施工に当たり、できるだけ建設発生土 の発生を抑制するよう、設計・工法の改善や場内利用の促進を図ること。
- 十一 本法の今後の施行状況等を踏まえ、盛土等に関する工事に携わる優良な 事業者が評価される仕組みについて検討すること。
- 十二 本法の今後の施行状況、関連する法令の運用状況等を踏まえ、本法の規制区域外における規制の在り方並びに大規模な工事から発生した土砂等の管理を適正に行うためのトレーサビリティ制度及び自然災害、大規模な工事等により発生した土砂等の置場が確保されるための具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を検討すること。
- 十三 不適切な盛土等による災害を防止するため、本法と砂防法、森林法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令を所管する関係府省庁との連携や調整を密に行うこと。また、主務大臣である国土交通大臣と農林水産大臣の権限と責任を明確にすること。

# 〇脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第61号)要旨

本案は、建築物のエネルギー消費性能の一層の向上及び建築物における木材の利用の更なる促進を図ることにより、我が国における脱炭素社会の実現に資するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正
  - 1 題名を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改めるとともに、目的に建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進を図ることを追加すること。
  - 2 一定の適用除外を除く全ての建築物について、建築主が建築をしようと するときは、当該建築物(増改築の場合は、当該増改築部分)を建築物エ ネルギー消費性能基準に適合させなければならないこと。
  - 3 市町村が作成する計画において定める建築物再生可能エネルギー利用促進区域において、一定の場合を除き建築士はその設計に係る建築物に設置できる再生可能エネルギー利用設備について建築主に説明しなければならないとし、また、二の4の建築物の高さ等の制限に係る特例許可制度の適用についての特例措置を講じること。

#### 二 建築基準法等の一部改正

- 1 建築主は、2以上の階数を有し、又は延べ面積が200㎡を超える木造建築物を建築しようとする場合等においては、建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならないこと。
- 2 耐火建築物は、その主要構造部のうち、防火上及び避難上支障がない部分以外の部分が耐火構造である建築物等をいうこと。
- 3 地階を除く階数が3である木造建築物であって、高さが13mを超え、 16m以下であるもの等の構造方法は、簡易な構造計算である許容応力度計 算等で確かめられる安全性を有するものでよいこと。あわせて、一級建築 士の業務独占範囲を縮小すること。
- 4 建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な外壁に関する工事等を 行う構造上やむを得ない建築物で、特定行政庁が許可したものの建築物の 高さ、容積率又は建蔽率は、その許可の範囲内において、法の規定等によ る限度を超えるものとすることができること。
- 5 既存不適格建築物に関する制限の合理化等を行うこと。

- 三 独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正 独立行政法人住宅金融支援機構は、住宅のエネルギー消費性能の向上を主 たる目的とする住宅の改良に必要な資金の貸付けを行うこと。
- 四 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

#### (附帯決議)

- 一 省エネ基準の適合義務制度の対象が住宅を含む原則全ての建築物に拡大されることに伴い、国民に大きな影響が及ぶことを踏まえ、住宅・建築物の省エネ性能の向上の必要性及び本法に盛り込まれた制度等の内容をわかりやすく説明し、本法が円滑に施行される環境を整備すること。
- 二 省エネ基準の適合義務制度の対象の拡大による市場の混乱が生じないよう、 十分な準備期間を置き、中小工務店向けの講習会の実施等による関係事業者 等の省エネ基準や省エネ技術に係る習熟度向上に対する支援の充実を図るこ と。
- 三 2030年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB基準の水準の省エネ性能の確保を図るため、大手住宅事業者が担う住宅トップランナー基準によって省エネ性能の一層の向上を推進するよう国として促すとともに、財政上及び税制上の支援措置について検討すること。
- 四 建築物の利用者に対して省エネ性能に関する情報提供を行い、省エネ性能の高い建築物が選択される市場環境を整備するため、省エネ性能表示制度の活用を推進しその実施状況を見ながら表示制度義務化の検討を行うとともに、告示に従っていない場合の勧告が適切に行われるよう、勧告を行う基準を明確にすること。
- 五 既存の住宅・建築物の省エネ改修を更に促進するため、住宅金融支援機構による融資制度等に関する情報の積極的な提供を促すこと。また、低所得世帯の家計に占める光熱費負担割合の高さや断熱性能の低い住宅に住むことによる健康リスクが大きいことに鑑み、既存の賃貸住宅への断熱改修の目標を設定するとともに、既存ストックの更なる性能向上に向け、財政上及び税制上の一層の支援措置を検討すること。
- 六 既存の住宅・建築物の省エネ改修等を推進するに当たり、悪質な事業者に よる詐欺的な事件を防止し、消費者が安心して省エネ改修等を行うことがで

- きる環境を整備するため、関係法令の適切な執行や相談窓口の消費者への周知等の総合的な対応策を強化し、関係府省庁等が一体となって実施すること。
- 七 伝統的構法による木造建築物の建築に支障が生じないよう、気候風土適応 住宅に係る所管行政庁による地域の自然的社会的条件の特殊性を踏まえた要 件設定を促進するとともに、引き続き規制の合理化に向けてその在り方について検討を進めること。
- 八 市町村による建築物再生可能エネルギー利用促進区域の設定が効果的かつ 適切になされるよう、市町村に対し、必要となる情報の提供を行うとともに、 助言等支援を行うこと。
- 九 建築物再生可能エネルギー利用促進区域について、地球温暖化対策推進法 に基づく地域脱炭素化促進事業の促進区域等と密接な連携を行い、各府省庁 がそれぞれ行う再生可能エネルギー導入促進策を優先的に適用するなど関係 府省庁横断的な政策の推進を行うこと。
- 十 建築確認等における審査省略制度(4号特例)の対象が大幅に縮小される ことにより、事務等に混乱が生じることがないよう、デジタル化の推進等の 申請側及び審査側双方の負担軽減に資する必要な措置を講ずること。
- 十一 安全性の確保を前提としつつ、中大規模建築物の木造化や混構造等の部分的な木造化による木材活用の推進に資するよう、建築基準法に係る技術的基準を適切に定めること。また、最近の建築資材の価格高騰等に鑑み、国産材の安定供給に向けた木材供給事業者と工務店等の連携促進の取組を推進すること。
- 十二 公共建築物に加え、民間建築物の木造化を一層推進するため、建築基準 法に基づく適切な技術的基準を制定するとともに、財政上、税制上及び金融 上の一層の支援措置を検討すること。
- 十三 建築物の省エネ性能の向上のため必要な外壁に関する工事等を行う建築物で構造上やむを得ないものとして国土交通省令で定めるものの容積率、建蔽率又は建築物の高さの制限に係る特例許可制度について、恣意的な運用が行われないよう、国土交通省令で定める内容は明確にすること。また、当該特例許可制度が適用されるのは許可された箇所のみとすることを徹底し、その他の箇所には適用されないようにすること。